

札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区告示案 新旧対照表 ( 1 / 2 )

原案	修正案	説明								
<p>4 許可基準                      (1) 当該景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、次に掲げるもののほか、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。                      ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。                      イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。                      ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="161 743 954 1246"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>許可基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁面広告物</td> <td>(1)省略                              (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）については、この限りでない。                              (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。                              (4) ~ (10)省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>壁面広告物以外は省略</p>	種類	許可基準	壁面広告物	(1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）については、この限りでない。 (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略	<p>4 許可基準                      (1) 当該景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、次に掲げるもののほか、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。                      ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。                      イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。                      ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。  <u>エ 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。</u></p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1034 743 1850 1246"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>許可基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁面広告物</td> <td>(1)省略                              (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。  <u>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</u>  <u>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</u>  <u>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕( 掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。)</u>                              (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。                              (4) ~ (10)省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>壁面広告物以外は省略</p>	種類	許可基準	壁面広告物	(1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 <u>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</u> <u>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</u> <u>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕( 掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。)</u> (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略	<p>現に必要な許可を明記</p> <p>(2)について文言整理</p>
種類	許可基準									
壁面広告物	(1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）については、この限りでない。 (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略									
種類	許可基準									
壁面広告物	(1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 <u>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</u> <u>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</u> <u>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕( 掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。)</u> (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略									

札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区告示案 新旧対照表(2/2)

原案	修正案	説明																									
<p>5 経過措置 この告示の施行の際現に当該景観保全型広告整備地区に条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置している広告物等については、当該許可基準にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。</p>	<p>5 経過措置 (1) この告示の施行の際現に当該景観保全型広告整備地区に条例の規定による許可を受けて表示し、又は設置している広告物等については、当該許可基準にかかわらず、これを表示し、又は設置することができる。 (2) 前号の広告物等について、<u>条例第3条第4項の規定による許可を受けようとする場合は、条例施行規則第3条第1項及び条例施行規則第4条第1項に規定する書類に加え、「既存不適格広告物等に係る申立書」(別添様式)を添付するものとする。</u></p> <div data-bbox="1088 587 1783 1358" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>既存不適格広告物等に係る申立書</b></p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p>(あて先)札幌市長</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">住所(所在地)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置者 氏名 (名称、代表者)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電話</td> </tr> </table> <p>私が表示又は設置している下記の屋外広告物は、札幌市屋外広告物条例第9条の規定により指定された、札幌駅前通北街区地区景観保全型広告整備地区に係る許可基準に適合しておりませんので、次のとおり申し立てます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">記</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可番号</td> <td style="text-align: center;">札幌市第 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置場所</td> <td style="text-align: center;">札幌市中央区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表示内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広告物等の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">既存不適格内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">上記屋外広告物の改修(除却)計画</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改修(除却)を行う時期</td> <td>ア 許可期間内 イ 許可の開始日から( 年以内) ウ 広告物等の耐用年数経過時 エ 未定 オ その他( )</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">許可期間内に改修(除却)を行わない理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">具体的な改修内容等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">既存の広告物等の耐用年数</td> <td style="text-align: center;">約 年(平成 年まで)</td> </tr> </table> <p>注: はア～オのうち、該当するものを選択すること。 は、 の回答がア以外の場合に、その理由を記入すること。</p> </div>	住所(所在地)	設置者 氏名 (名称、代表者)	電話	記		許可番号	札幌市第 号	設置場所	札幌市中央区	表示内容		広告物等の種類		既存不適格内容		上記屋外広告物の改修(除却)計画		改修(除却)を行う時期	ア 許可期間内 イ 許可の開始日から( 年以内) ウ 広告物等の耐用年数経過時 エ 未定 オ その他( )	許可期間内に改修(除却)を行わない理由		具体的な改修内容等		既存の広告物等の耐用年数	約 年(平成 年まで)	<p>(2)の追加による  既存不適格広告物等掲出者に対し、改修または除却すべきものであることの意識喚起を図るための文言及び様式を追加</p>
住所(所在地)																											
設置者 氏名 (名称、代表者)																											
電話																											
記																											
許可番号	札幌市第 号																										
設置場所	札幌市中央区																										
表示内容																											
広告物等の種類																											
既存不適格内容																											
上記屋外広告物の改修(除却)計画																											
改修(除却)を行う時期	ア 許可期間内 イ 許可の開始日から( 年以内) ウ 広告物等の耐用年数経過時 エ 未定 オ その他( )																										
許可期間内に改修(除却)を行わない理由																											
具体的な改修内容等																											
既存の広告物等の耐用年数	約 年(平成 年まで)																										